



事務所だより 4月号

西田成希税理士事務所

麗春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

確定申告も無事終わりました。結局、3月も間食月間となりました。腹筋ローラーは続けていましたが、たぶん焼け石に水でしょうね(;;)。

さて、大阪電気通信大学での大学講師が、この3月末で無事に契約を満了しました。もともと更新のない4年契約でしたので、終わってしまうのは仕方ないのですが、やはり寂しいです。

振り返ってみると、1年目は右も左もわからず、授業の準備、大学の運営(会議や高校訪問、オープンキャンパス・入試のお手伝い)で大変でした。特に「高校訪問」はきつかったです(>_<)。夏場の暑い時期に指定校となっている高校を分担して回るのですが、私の教えていた学部は理系大学の中の唯一の文系学部だったので、知名度が低いこと低いこと…。高校の進路指導の先生と面談しても相手にしてもらえませんでした(T_T)。「大阪電気通信大学ってキャンパスがあるのですか？」これには参りました。学部の知名度どころか、通信制の大学だと思われていたんですね。



大学の退職祝い(?)でいただきました。

大学で教えていた内容は、簿記・会計、税法です。1年目はすごい気合いを入れてレジュメを作りましたが、いざ授業をしてビックリ(*_*)。内容が難しすぎたようでした。作ったレジュメ、すべてやり直しです。困ったのは、1年目に直したレジュメ、2年目に使えないんです。優しくしたレジュメでもついてこれない…。結局、毎年レジュメを新しく、優しくしました(;_:)。簿記・会計は、学生にはキツイと思います。そもそも興味がないし、アルバイトをしても会計処理なんて考えもしませんもんね。私自身も学生ときは全く興味なかったので、人のことを言えません。

昨年の10月には、私の所属していた学部が募集停止というニュースもありました。知名度が低く学生が集まらなかったのが已む無しという感もします。学生にこのことを聞くと、のほほんとしていました。私ならショックです。卒業した後、何かの機会に大学のことを聞かれたら「私の行った学部なくなりました」と答えないとイケないのに。

もう一つビックリしたのは、大学生なのに三者懇談がある、ということです。私の大学時代は、大学に親が来るなんて言うことは考えられませんでした。確かに子供はカワイイですが、もう大学生なのでから親離れ・子離れが必要ではないかと思えます。そう考えると子供っぽい学生が多かったですね。

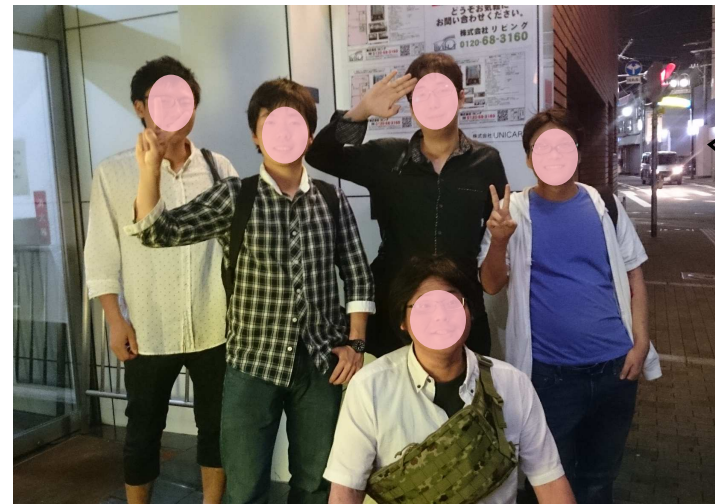
そんなこんなで皆様には大学のことでたくさん愚痴りました。聞いていただいてありがとうございました m(_ _)m。それでも大学に行って良かったと思えます。大学を辞めるかどうか、

2年生の時に瀬戸際に立っていた学生が、前向きになってくれて就職も一番に決めてくれた、ということもありました。授業を聞いているかどうか分からない子がコツコツと取り組んで資格を取ったり。みんな成長していくんですね。その成長を目の当たりにできる、というのが一番良かったと感じています。「若い」っていいなあ(^^)。

では、事務所だより4月号をお送りします。私の花粉症、今年はシンドイです。噂によると昨年の7倍の飛散量らしいです。花粉症、突然なりますよ。お気を付けてください。



2年目のゼミ生です。初めてのゼミ生でゼミの運営が分からないことだらけでした。しっかりした学生が集まってくれ、まとまって取り組んでくれたので、何とか1年やり遂げられました。私の足りない部分を全部補ってくれましたね。



3年目のゼミ生です。明るい学生が多かったです。時事問題について議論白熱。毎回延長したのは、驚きました。興味のあることについては、出来るんです。彼らが飲み放題食べ放題の2時間コースで162品食べた強者です。



4年目のゼミ生です。なかなか就職が決まらず(最後に決まった人は1月の終わり)、ヤキモキさせてくれました。勉強したくて大学に入学しなおした同い年もいて、多士済々。楽しいゼミでした。

考えてみると学生に恵まれました。本当に楽しくゼミができました。感謝です！

☆ お知らせ (平成 29 年 4 月の税務)

期 限	項 目
4 月 10 日	<input type="checkbox"/> 3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4 月 15 日	<input type="checkbox"/> 給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)
5 月 1 日	<input type="checkbox"/> 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	<input type="checkbox"/> 2 月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	<input type="checkbox"/> 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	<input type="checkbox"/> 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	<input type="checkbox"/> 8 月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が 400 万円超の 5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が 4,800 万円超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(12 月決算法人は 2 ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税の納付
	<input type="checkbox"/> 固定資産税(都市計画税)の第 1 期分の納付
	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳の縦覧期間(4 月 1 日から 20 日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 3 月を経過する日までの期間等)

☆ 私道の相続税評価で最高裁が審理差し戻し

相続した土地のうち、私道として使われている部分の財産評価をめぐって納税者と自治体が争っていた裁判で、最高裁は自治体側の主張を全面的に認めていた高裁判決を破棄し、さらなる検討を命じる審理差し戻しの判決を下しました。私道と認定されれば評価額が 7~10 割減となるため、裁判の結果は不動産の相続に大きく影響しそうです。

相続財産の評価方法を規定した財産評価基本通達では、私道として利用されている宅地を「私道供用宅地」として、①行き止まりの生活道路など特定の人間が通行するものについては評価を 7 割減、②通り抜け道路のように不特定多数の人間が通行するものについては 0 円、で評価すると定めています。

原告は相続税の申告に当たって、まず②のゼロ評価の私道として申告書を提出しましたが、

その後①の 7 割減の私道だと修正して申告し直しました。しかし税務署は「アパートの敷地の一部であり、そもそも私道ではない『貸家建付地』である」として私道としての評価を認めず、更正処分をしました。これを不服とした原告が訴えを起こしたものです。

地裁、高裁の判決ではともに自治体側の訴えが認められ、納税者が敗れました。しかし最高裁では、これらの判断を覆しました。私道に当たるかどうかは「建築基準法などの法令の制約の有無だけではない」として、「宅地の位置関係や形状、道路としての利用状況などを踏まえて、総合的に、ほかの用途に転換することが難しいかを考えるべき」との判断を示しました。最終結論が待たれます。

☆ セルフメディケーションについて

◆ 最近このセリフが耳に残りませんか？

最近 CM で「セルフメディケーション」という言葉をよく耳にしませんか。2017 年 1 月 1 日から、特定の医薬品購入に対する新しい税制「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が始まっています。セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

◆ セルフメディケーション税制の概要

この制度は、きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。具体的には、「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」として、定期健康診断などを受けている人が、市販薬(要指導医薬品および一般用医薬品)のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間 1 万 2000 円超購入すれば、1 万 2000 円を超えた部分の金額(上限金額: 8 万 8000 円)につき所得控除を受けられます。

◆ 注意すべき点

- (1) 健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組とは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を言います。会社の検診も含まれます。
- (2) 対象となる医薬品は、医療用から転用された医薬品: スイッチ OTC 医薬品(※)と言われるものです。具体的定義がありますが、「共通認識マーク」を目印にしましょう。レシート上では対象商品の横に★印(★以外の記号の場合もあります)が記載されたり、記号以外の方法で示されたりする場合がありますが、対象商品を明確に区分できるようになっています。

※ OTC 医薬品(一般用医薬品): 薬局・薬店・ドラッグストアなどで販売されている医薬品。

- (3) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除を受けることができなくなります。どちらかを選ぶことになります。

- (4) この制度は年末調整では適用されません。自分で確定申告が必要です。

- (5) レシートはきちんと保存しましょう。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488